
研究ノート

「利潤計算原理」を読む(6)

井上善弘

I はじめに

本稿は、岩田巖教授の名著『利潤計算原理』の第一編「利潤計算原理」を精読する試みの第六弾である。今回は、「利潤計算原理」の第五章「貸借対照表論の混乱」の内容を岩田教授の行論に従い具に検討していく。

前章（第四章「利潤計算における二元性の歪曲」）の掉尾において、岩田教授は、次のごとく主張していた。⁽¹⁾ 貸借対照表の本質に関する静態論と動態論の意見の対立が貸借対照表論を混乱せしめてきたが、その原因は静態論と動態論がそれぞれ別の貸借対照表を議論の対象としてきたことにあった。すなわち、静態論は財産法の下で作成される事実上の貸借対照表（イスト・ビランツ）を、動態論は損益法の下で作成される計算上の貸借対照表（ゾル・ビランツ）を問題としていたのである。両者は、もともと対象とする貸借対照表が違うのであるから、異なる本質観が生じるのは当然であった。それをあたかも同じ貸借対照表に対する見方の相違であると考えたところに貸借対照表論を混乱せしめた原因があった。

第五章では、貸借対照表問題をめぐるこういった混乱の経緯や内容が、棚卸資産と固定資産の貸借対照表価額の決定の状況を通して説明されることになる。また、動態論には、貸借対照表の目的観において静態論に対立するタイプのものと、貸借対照表の本質観において静態論に対立するタイプの、異なる二種のタイプが存在することが

(1) 井上(2016)を参照されたい。

強調されている。以下では、第五章における岩田教授の主張とその論拠について順を追って詳しく検討していくことにする。

Ⅱ 静態論が直面するジレンマ―棚卸資産の期末評価をめぐる―

1 静態論と財産法の関係

静態論は貸借対照表の本質をどのように捉えているのか。まず、この点に関する岩田教授の見解を今一度確認することにした。前章(第四章)において、岩田教授は、貸借対照表の本質に関する静態論の立場を、「貸借対照表は営業期末における財産と負債の在 high の比較によって正味財産を算定し、この三項目を適当に分類することによって、一時点における財産の存在形態と取得源泉(または帰属関係)の現状を対照表示する企業財政の一覧表であるとする見方である。」(82頁)と整理していた。そして、この静態論と貸借対照表の作成方法たる財産法との関係について、「静態論は貸借対照表をもって一時点の財政一覧表と解釈し、これを独立に作成する原則および手続を問題にするのである。したがって静態論が念頭におく貸借対照表は財産法の対照表以外の何物でもない。」(85頁)と主張していた。本章(第五章)では、静態論と財産法の下で作成される貸借対照表との間の関係について、さらに突っ込んだ議論が展開される。岩田教授は、静態論と財産法の貸借対照表との間の関係について、以下のごとく持論を展開する。

「静態論は、貸借対照表のなかに、財産法のイスト・ピランツを凝視しているのである。つまり期末現在の資産負債を、帳簿記録に関係なく、実際の事実について確定し、これを分類集計することによって作成する貸借対照表を考えているということである。この作成手続の特徴から一時点の状態表示という、貸借対照表本質観はみちびきだされたのであった。静態論とは、この本質観と財産法の対照表との結びつきの上に成立する、貸借対照表学説にほかならない。」(86~87頁)

静態論は、貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の現状を表示する一覧表

であると解釈する。財産法にもとづく貸借対照表は、資産負債の額を期末における実際調査にもとづいて確定し、これを分類集計することにより作成される。静態論の立場からすれば、財産法の貸借対照表こそが、自らの考える貸借対照表の本質を体現したものであると言えよう。それゆえ、静態論が「念頭におき」、「凝視する」のは、財産法の貸借対照表、イスト・ビランツにほかならないのである。

2 財産法の貸借対照表の計算機能

静態論は、財産法にもとづく貸借対照表、つまり財産法のイスト・ビランツを凝視する。それでは、財産法の貸借対照表はどのような計算機能を有しているのか。岩田教授は次のように整理する。

「そもそも財産法の対照表は、財務表としての形式それ自体のうちに、本来二つの計算機能をおのずから具有するものである。その一は決算日現在の資産負債の在高を比較して、その差額として正味財産すなわち期末資本の額を算定する機能である。いわゆる財産計算または資本計算がこれである。他はかようにして決定された正味財産を元入資本と比較し、その差額として当該期間の純損益を算定する機能である。すなわち利潤計算がこれである。こうした計算関係を一表にまとめ、資産・負債およびこれから計算された資本と利潤を、適当に分類配列することによって、財産法の対照表は作成されるのである。」(87頁)

静態論は、貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の一覧表であると考えている。それゆえ、静態論の立場からすると、財産法の貸借対照表がもつ計算機能のうち、財産計算もしくは資本計算がより重要な位置を占めることになる。当該機能を通して算定された決算日現在における資産および負債、並びにその差額としての資本(正味財産)を適当に分類配列することで企業財政の現状を表示することにこそ貸借対照表の本質的な役割がある、静態論はそう考えるからである。静態論の観点からは、もうひとつの計算機能である利潤計算は少なくとも二義的な機能しかもたない。静態論の考えを推し進めると、「正味財産が正しく決定されるならば、正しい利潤は

おのずから明らかになる。正しい資本が決定されないかぎり、正しい利潤も算定されない。利潤は資本計算から派生する副産物にすぎない」(88頁)ということになる。

3 棚卸資産の期末評価をめぐる静態論のジレンマ

財産法の貸借対照表が担う二つの計算機能は、企業の財産が貨幣資産の諸項目だけから成立するような単純な構成の場合には、互いに矛盾や対立することなく発揮される。すなわち、財産計算(資本計算)と利潤計算は互いに影響を及ぼし合わない。この点について岩田教授は次のように説明する。

「貨幣資産についてはおおむね数量計算が同時に価値計算でもある。すなわち数量を決定することが同時に価値を決定することにもなるのである。たとえば現金のごときはその典型的な項目であろう。もとより項目によっては、数量計算からはなれて価値計算を行うものもある。独立に評価する必要のあることもある。信用取引の結果たる受取勘定に対して貸倒引当金を設立するときがこれである。だが、いずれにせよ貨幣資産については、その現在高を事実にもとづいて確定し正しい資本計算を行うことが利潤計算の前提となるのである。だから貨幣資産のみを内容とする貸借対照表においては、静態論をつらぬくことが可能である。」(88～89頁)

売掛金や受取手形といった受取勘定については、会計慣行としてその回収可能性の評価が期末時点で実施される。その意味で、これら受取勘定に関しては、数量計算がそのまま価値計算となるわけではない。もっとも、この回収可能性の評価を通した貸倒引当金の設定は、未実現損失を計上することにつながっても、未実現利益の計上を

(2) 岩田教授は、別稿(岩田(1952))において、静態論が資本計算を重要視する理由を次のように説明している。「期末現在の正しい財産負債を把握して正しい正味財産を決定することは正しい財政状態の表示に不可欠な前提である。資本計算を目的とする会計原則および手続によって作成された貸借対照表こそ財政状態一覧表としての性格をもつものである。貸借対照表調製の静態原理が遵守されてはじめて静態の本質観も成立するのである。」(岩田(1952), 9頁)

招来するわけではない。それゆえ、それが利潤計算を歪めることには必ずしもならない。このように、貨幣資産については、その現在高を事実にもとづいて確定し正しい資本計算を行うことが利潤計算を歪めることにはならない。

しかしながら、棚卸資産の諸項目が企業財産の重要な役割を占めるようになると、事情は一変する。棚卸資産の場合には、数量計算が同時に価値計算とならず、両者は明らかに分離しているのである。そのことは、棚卸資産について、いわゆる「減耗損」と「評価損」が別々に算定されることに表れている。繰り返しになるが、静態論は貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の一覧表であると考え。そうすると、静態論の立場からすると、資本の正しい大きさを決定するために、棚卸資産は取得原価ではなく、期末時点の時価で評価されなければならないことになる。ところが、棚卸資産の時価評価は、財産法の貸借対照表が有するもう一つの計算機能である利潤計算に大きな影響を及ぼすことになる。この辺りの事情を岩田教授は次のように説明する。

「ところで、時価評価を基礎とした資本計算の結果が、貨幣資産におけると同様に、正しい利潤の算定となるならばもとより問題は生じない。しかるに棚卸資産の場合はそうはゆかない事情がある。それは時価評価を行う場合、市価に変動があるかぎり、評価による未実現の損益が計上されることになるということである。すなわち評価額と原価または簿価との差額が未実現損益となって実現された損益に混入するのである。販売行為によって実現された損益が経営の成果を示すものであるとすれば、未実現損益の混入は営業成績を曖昧にし不明瞭なものとするといわねばならない。ことに利益を実現されたものにかぎることは一般に認められた原則である。かくて正味財産を正確に決定しようとする、その当然の結果として利潤は不正確なものとならざるをえない。」(89～90頁)

棚卸資産を期末時点の時価で評価するとき、「原価(簿価) > 時価」の関係にある場合には評価差額を評価損として計上することになるが、これは保守主義の観点から正

当化される余地がある。しかし、「原価（簿価）＜時価」の関係にある場合、評価差額が未実現利益として計上されることになる。これは利潤計算を明らかに歪めることになり、正当化され得ない。こういった未実現損益の計上を完全に回避するためには、棚卸資産をその取得原価または帳簿価額で評価しなければならない。ところが、資本計算の機能を重視する静態論は、貸借対照表の作成に際して正味財産（資本）を正確に決定することを求める。棚卸資産を取得原価で評価することでは、正味財産（資本）を正確に決定できない。したがって、貸借対照表は静態論の志向する「企業財政の一覧表」を表さないことになる。ここに、財産評価問題をめぐって静態論が直面するジレンマが存在する。岩田教授は次のごとく喝破する。

「…、資本計算のための評価は利潤計算の障碍となり、利潤計算のための評価は資本計算の正確性を犠牲にするというジレンマにおちいることとなる。これは財産法の対照表が資本計算と利潤計算の二つの機能を有するということから生ずる宿命的なジレンマであって、貨幣資産においては潜在していた矛盾が棚卸資産の評価にあたってあらわになったまでのことである。」(90頁)

4 貸借対照表作成目的を巡る見解の対立

財産法にもとづく貸借対照表が資本計算と利潤計算という二つの計算機能を具有していること、棚卸資産の諸項目が企業財産の重要な役割を占めるようになるとこれら二つの機能が互いに反駁しあう傾向にあること、以上のことから、貸借対照表を作成する目的がどこにあるのかが議論されるようになってくる。つまり、貸借対照表を作成する目的が資本計算、あるいは利潤計算のいずれにあるのかということである。岩田教授は、こういった貸借対照表作成目的に係る問題は、究極的には貸借対照表を利用する利害関係者のうちのいずれの立場に立つかという問題に帰着するという。

「 貸借対照表目的の設定については、目的選択の基準をどこにもとめるかが問題になる。ここに貸借対照表をめぐって対立する利害関係者の立場ということが、貸借対照表論において重要性をもってくる理由がある。貸借対照表の結果

に対して利害関係を有するものが、いずれの目的をより重要とみるかということである。従来、貸借対照表問題に関連して、債権者の立場、出資者の立場、経営者の立場または企業の立場等々がとりあげられて論ぜられたが、立場が問題となる所以はけだしここにあったとってよい。」(91頁)

貸借対照表の結果に対して利害関係を有するもののうち、債権者と企業主または経営者がそれぞれいずれの目的を重視するか、またその理由は何かについて、岩田教授は次のように主張する。

「…、静態論はまず最初においては、債権者保護の見地から貸借対照表目的として資本計算を重要視したのであった。貸借対照表をもって企業財政の一覧表とみる静態論は、その資本計算機能に着眼して、貸借対照表は債務に対する弁済能力を算定表示すべきものであると考えたのである。資本の大いさ(ママ)は債務の担保の程度を示すものとして、債権者がもっとも関心をあつめるところだからである。ところが、これに対して利潤計算の目的に重点をおく企業主または経営者の立場が対立する。これにしたがえば企業の目的は利潤の追求にあるのであって、会計は企業経営の用具として企業の目的に奉仕すべきであり、この意味で経営の成果を明らかにすることが一層重要である。したがって貸借対照表は、利潤計算を主たる目的として作成さるべきであり、資本計算は利潤計算の障碍にならないかぎり考慮するにとどめるべきだといっているのである。この見地から棚卸資産評価については、未実現損益の計上を嫌って、原価主義を固執してゆずらないのである。従来、貸借対照表論においては、これを静態論に對立するものとして動態論となづけている。」(91～92頁)

企業の債務弁済能力に関心をもつ債権者の立場からすると、貸借対照表は、融資に係る意思決定の際の判断材料となるべく、企業財政の一覧表であることが求められる。それゆえ、貸借対照表の計算機能のうち資本計算の機能が重視される。企業主または経営者の立場からすると、自らの経営の成果が貸借対照表を通して表示されるこ

とが肝要である。そこで、利潤計算の機能が重要視されることになる。約言すれば、棚卸資産の期末評価の観点からすれば、債権者は時価による評価を、企業主または経営者は原価による評価を志向することになる。

ところで、上記の引用のうちの最後の一文は、本章において岩田教授が特に強調したい事柄となっていることに留意しなければならない。つまり、ここに言う動態論は、損益法のゾル・ビランツではなく、財産法のイスト・ビランツを念頭においているということである。というのは、ここに言う動態論が貸借対照表を作成するにあたって資産（棚卸資産）の評価を問題としているからである。岩田教授は次のように説明する。

「…、とにかく要するにこの場合においては、静態論はいうまでもなく、動態論もまた、まず貸借対照表を如何にして作成するかを問題にして、そこから立場の問題にまで遡及していったのである。ということは、この動態論が帳簿から独立に作成される貸借対照表の問題を取扱っているということにほかならない。すなわちこれは財産法のイスト・ビランツに立脚した動態論だということである。要するにここでは静態論と動態論は、財産法の対照表を基礎として対立しているのである。」(92頁)

損益法のもとで作成される貸借対照表、ゾル・ビランツに関して資産の評価ということは問題にならない、問題にされないのである。後述するように、岩田教授は、動態論には、財産法のイスト・ビランツに立脚する動態論と、損益法のゾル・ビランツを対象にする動態論の、異なる性格を有する二種のものが存在すると主張している。

Ⅲ 貸借対照表の本質観と作成手続との矛盾に対する静態論の苦悶 —固定資産の減価償却を巡って—

1 減価償却の特徴とそれが貸借対照表の性格に及ぼす影響

棚卸資産の諸項目が企業財産において重要な役割を占めるようになると、財産法の貸借対照表の有する資本計算と利潤計算という二つの計算機能が互いに反駁しあう傾

向にあること、その結果として、貸借対照表の作成目的をめぐって利害関係者の立場の対立が顕在化することが指摘された。

ところが、特に製造業の発展等に伴い、棚卸資産だけでなく固定資産が企業財産に重要な割合で参加するようになると、静態論の抱く貸借対照表本質観は大きく動揺することになる。固定資産に対しては、棚卸資産の評価手続とは著しく性格の異なる、減価償却という手続が実施されることになるからである。減価償却手続がもつ固有の特徴と、それが貸借対照表の性格に及ぼす影響について、岩田教授は次のように主張する。

「固定資産の処理が減価償却によって賄われるということは、実際在高をまず確定して帳簿残高との差を費用とするのではなく、帳簿記録にもとづいてまず費用を計算し、これと帳簿価額との差を固定資産の期末残高とすることにほかならない。このことは、いいかえれば、固定資産は財産法の手続ではなく、損益法の手続で処理されるということである。したがって減価償却によって固定資産の貸借対照表価額が決定されるかぎり、貸借対照表は少なくともこの部分については、財産法の対照表たることをやめて、損益法の対照表に変質せざるをえない。ここでは、帳簿からはなれて、貸借対照表を独立に作成するという財産法の手続はまったく問題とならない。ということは、静態論的な意味における評価問題はここでは成立しないということである。」(93～94頁)

棚卸資産の場合、まず、実地棚卸の手続を通して実際在高(実地棚卸数量×簿価)が確定され、続いて、それと帳簿残高(帳簿棚卸数量×簿価)との差額が棚卸減耗損として費用化される。これに対して固定資産(土地を除く償却資産、以下同様)の場合は、まず、帳簿記録(取得原価または帳簿価額)をベースにそれに定額法や定率法等の減価償却方法を適用することで減価償却費たる費用を計算する。続いて、帳簿価額とこれとの差額(帳簿価額－減価償却費)を計算し、その結果が固定資産の期末残高(次期繰越高)となる。固定資産の減価償却に際しては、「静態論的な意味における評価問題は成立しない」、すなわち、帳簿をはなれた実際調査にもとづく資産の現

在高の確定は実際上行われることはないのである。したがって、仮に減価償却手続によって固定資産の貸借対照表価額が決定されるとしたら、貸借対照表は、固定資産の部分については、もはや財産法の貸借対照表とは言えなくなってしまうことになる。

2 固定資産の評価に対する静態論の思考

貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の一覧表であると考えた静態論の立場に立てば、棚卸資産のみならず固定資産をも期末時点での時価で評価しなければならないことになる。しかしながら、上で述べたように、固定資産の減価償却に際しては「静態論的な意味における評価問題は成立しない」のである。ここに、貸借対照表の本質観と貸借対照表作成手続（固定資産の貸借対照表価額の決定）との間の矛盾が表面化⁽³⁾する。

それでは、静態論はこういった矛盾に対してどのような態度で臨んだのか。岩田教授によれば、静態論は、固定資産について、「棚卸評価の手続をもって押し通そうとしたか」（94頁）あるいは「既成の本質観に囚われるあまり、減価償却手続を曲解して、評価問題としてとりあげ、価値概念の援用によって、その矛盾を糊塗しようとする誤謬を幾度か繰返してきた」（94頁）とされる。

(1) 資産の一元的評価（時価評価）

仮に、静態論が貸借対照表の本質に関する自らの立場に固執して、棚卸資産の時価評価と同様に、「固定資産の性質と、その会計実務を黙殺して、時価評価をつらぬこうとするとき、貸借対照表的利潤計算すなわち財産法の利潤計算は、評価損益の影響をうけてはなはだしく攪乱される」（94頁）ことになる。岩田教授はこの辺りの事情を、まず、固定資産を期末時点の売却時価で評価する場合を例に挙げて次のように説明する。

(3) 静態論が自らの抱く貸借対照表本質観と貸借対照表作成手続（固定資産の貸借対照表価額の決定）との間の矛盾に苦悶する様子については、『利潤計算原理』の第二編「貸借対照表論の基本問題」の第五章「静的評価論の変遷」においてより詳細に論じられている。

「ところで静態論は、はじめ貸借対照表に記載さるべき企業財産は棚卸資産たると固定資産たるとの区別なく、一様に売却時価主義をもって評価さるべきものであると考えたのであった。なるほど債権者のために負債の弁済能力を明らかにする資本計算の目的からすれば、これも一応筋の通った要請であるといえないこともない。だがその評価の結果は、はなはだしく不合理なのである。売却価値評価による場合には、固定資産については評価手続の困難さは別として、莫大な評価損失が計上されることは火をみるよりも明らかである。一度手をつけて使用した固定資産の売却価値は、取得原価をはるかに下廻るのが普通だからである。そこで固定資産を多額に有する企業においては相当の営業成績をあげているにもかかわらず、この営業利益は評価損に喰込まれて、かえって、大きな欠損を計上することにもなり、場合によっては、資本不足 (Unterbilanz) または負債超過 (Überschuldung) の状態に追込まれることにもなりかねない。これでは債権者の利益のために図ったことが逆効果をもたらすことになるとうべきであろう。」(95頁)

静態論が抱く貸借対照表の本質観は、債権者保護の立場に通じる。企業財政の一覽表としての貸借対照表においては、資産の債権担保力が表示されることが期待されるからである。その意味では、固定資産について、これを期末時点の売却時価で評価することにも一理あると言えなくもない。しかしながら、固定資産は一度使用すると、その売却価値は取得原価を大きく割り込むことになる。したがって、固定資産の売却価値による評価は、特に固定資産を多額に保有する企業に関しては、莫大な評価損失をもたらし、結果として利潤計算を大きく歪めてしまうことになる。ここにおける資本計算と利潤計算の相克は、棚卸資産の場合と比べものにならないほど大きいのである。⁽⁴⁾

それでは、次に、固定資産を期末時点の買入時価で評価する場合はどうか。あくま

(4) 先の注3で紹介した「静的評価論の変遷」の章において、岩田教授はこの売却時価による固定資産の評価を「販売価値説」と称している。岩田教授は、この「販売価値説」の特徴を、「一 債権者利益の擁護、二 企業解散の仮定、三 評価基準の単一性、四 価値の客観性」の四点にあると主張している (238頁)。

でも期末時点での時価で評価することにこだわるわけである。しかしながら、買入時価による評価の場合でも、利潤計算に負の影響が表れることに変わらない。岩田教授は次のように言う。

「そこでこの売却時価主義の不合理を是正するため、これに代わって登場したのが買入時価主義である。だがこの静態論は価値の現在性 (Gegenwärtigkeit) および客観性 (Objektivität) に拘泥するあまり、負債弁済能力の計算を要求する債権者の立場を見失ってしまったものであって、売却時価主義の静態論とは全く種類を異にするものに転化しているのである。だがこの点はとにかくとして、この種の評価基準によれば、物価が一般に騰貴する傾向にあるかぎり、評価損失の計上を防止することになるであろうが、今度は逆に評価利益の計上を免れることはできない。時価評価による利潤計算の攪乱は依然としてここにもついてまわるのである。」(96頁)

買入時価は、財産を「期末において購入した場合に支払うべき代価の意味の時価」(95頁)である。したがって、売却時価のときのように、使用に伴う固定資産の価値の低下を考慮する必要はない。それゆえ、期末評価に際しての莫大な評価損失の計上という問題は、一応存在しない。しかしながら、「取得原価<買入時価」の場合には、固定資産に関して評価利益を計上しなければならない。これが未実現の利益であることは言うまでもない。買入時価による評価が利潤計算を歪めることは、売却時価による評価の場合と異なるところはない。買入時価は期末時点で市場価格を参照することで得られる。それゆえ、期末現在での客観性のある価額と言える。しかし、買入時価が債権者の立場から資産の債権担保力を表示することにはならないのは明白である。買入時価主義の立場に立つ静態論は、文字通り価値の現在性と客観性に拘泥するあまり、自らが標榜する本質観とはかけ離れた貸借対照表を志向することになったわけである。

(2) 資産の二元的評価

これまで議論の対象となってきた静態論は、棚卸資産と固定資産を区別することなく、資産を統一的に時価で評価する立場にたっていた。岩田教授は、次に、等しく静態論の範疇に数えられる思考ではあるが、棚卸資産と固定資産に対してそれぞれ異なる評価基準を唱える論者を検討の対象として取り上げる。ジモン（Simon）による個人的価値説（Individuelle Werttheorie）と、スタウブ（Staub）及びレーム（Rehm）による営業価値説（Geschäftswerttheorie）⁽⁵⁾がそれらである。

①個人的価値説

岩田教授は、ジモンが唱えた個人的価値説について次のように説明する。

「まず個人的価値説についてみるに、「価値は個人およびその使用目的との関係をはなれては考えられない。価値概念は主観的にして相対的である。」という価値の本質観からジモンは出発して、営業所有主の所有目的によって企業財産を分類し、長期間営業の用に供する使用財産と転売を目的とする販売財産との二種とする。両者は所有主にとってはそれぞれ異なる意義を有するものであって、使用資産については、それが営業主の使用欲望をどの程度みたすかが問題であり、販売資産に関しては、所有主の販売欲望を充足せしめる程度が問題となる。だから両者の評価は当然基準を異にすべきであり、前者には使用価値、後者には売却価値が妥当するというのである。」（98～99頁）

販売価値説（注4参照）は、債権者の立場に立ちながら、資産に関わる価値の客観性を重視して、期末時点での売却時価をもって資産を統一的に評価することを標榜していた。これに対して、個人的価値説は、価値の本質を「主観的にして相対的である」点に求め、価値の客観性は考慮の外に置く。そのうえで、資産をその用途により、使用資産と販売資産とに区別して、前者には使用価値を後者には販売価値をそれぞれ評価基準として措定する。資産を保有する目的が異なれば、資産に対して営業主が有す

(5) これら静態論者の見解の詳細については、「静的評価論の変遷」の章を参照されたい。

る価値も当然異なり、価値が異なれば評価基準も異なるということであろう。いずれにしても、その価値は、経営者による主観的な判断に基づくものであり、相対的なものであることが前提となっている。⁽⁶⁾

資産の用途ないし種類によって評価基準を変えること、使用資産を使用価値で、販売資産を販売価値でそれぞれ評価することについては、理念的には誤った方向を向いているとは思わない。しかし、自らの抱く貸借対照表本質観を現実化ないし具体化する点で、大きな問題に直面することは想像に難くない。販売価値については、いくら、価値は「主観的にして相対的である」と主張しても、営業主は売却市場の価格を参考にするほかない。これに対して、使用価値に関しては、よりいっそう、その評価には困難が伴うものと考えられる。なお、使用価値の評価についてジモンが出した答えは、「取得原価差引減価をもってする」というものであったとされる（99頁）。

②営業価値説

続いて、スタンプ及びレームの営業価値説にうつる。営業価値説の特徴は、「個人的価値の主観的恣意性をさけるために営業主個人に対する価値ではなくて、営業それ自体に妥当する価値を強調する点にある」（99頁）とする言に集約される。個人的価値説で等閑視された価値の客観性が、営業価値説では「営業それ自体に妥当する価値」という形で再度登場することになるのである。岩田教授は、個人的価値説と比較しながら、営業価値説の内容を次のように説明する。

「…、個人価値説は問題解決の糸口を価値の主観性にもとめるところから、債権者保護という静態論伝来の立場を抛棄して営業主の立場に移行していったのであるが、営業価値説は価値の客観性をもとめて、評価の立脚点を営業主の立場から営業の立場へ転換せしめたのであった。たとえばレームはこういうのである。すなわち、「資産が営業主に対して有する販売価値または使用価値を附すべきではない。…むしろ現在の営業主以外のものがその企業をつづけて経営す

(6) 岩田教授は、「販売価値説」と「個人的価値説」との対立を、「一 債権者に対する営業主の立場。二 企業解散に対する営業継続。三 評価基準の一元性に対する二元性。四 客観価値に対する主観価値。」(243頁)の四点にまとめている。

る場合にも、その資産が有する販売価値または使用価値を査定すべきである。」つまり営業所有者が変わっても依然としてその資産が有する価値を考えるのであって、営業にとって使用価値とは物自体に内在する客観的な用役または能力であり、所有者の如何にかかわらず発揮される効果にほかならない。この意味でジモンの場合のごとく主観的ではなく、まさに客観的なものである。」(99～100頁)

営業価値説は、個人価値説で失われた価値の客観性を追い求める。それは、資産評価の立脚点を「営業主個人の立場」ではなく、「営業の立場」に置くことに表れている。しかしながら、容易に推察できるように、「営業の立場」を指定することには、大きな困難が伴う。指定した「営業の立場」はどのような意味ないし論拠をもって「客観的である」と主張できるのか。結局、「営業価値説は、評価の立場を入替えただけで個人価値と同様に、問題の解決にすこしも寄与するところがなかった」(100頁)ということになる。ここでも、自らの有する貸借対照表本質観を現実化ないし具体化する点で超えられない問題に逢着することになったのである。

Ⅳ 二つの動的貸借対照表論

1 貸借対照表の目的観における対立

これまで静態論と対峙する形で議論されてきた動態論は、静態論が凝視する貸借対照表、すなわち財産法の貸借対照表(イスト・ビランツ)を念頭に置いている。ただし、この種の動態論は、静態論が財産法の貸借対照表の機能のうち財産計算(資本計算)を第一義な問題と捉えているのに対して、利潤計算の機能を財産計算に優位するものと考えている。そのことは、財産評価に際してこの種の動態論が時価ではなく、取得原価ないし簿価を評価基準として措定していることに表れている。ここにおける静態論と動態論の対立は、等しく財産法の貸借対照表、イスト・ビランツを議論の対象としつつ、貸借対照表の作成目的-財産計算か利潤計算か-の点で対立しているのである。つまり、貸借対照表の目的観をディメンションとして両者は対立しているのである。今、仮にこの種の動態論を動態論(I)と表記することにする。

2 貸借対照表の本質観における対立

これに対して、貸借対照表の本質観で静態論と対立する、もうひとつのタイプの動態論がある。繰り返しになるが、静態論は貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の一覧表であると捉える。これに対して、もうひとつのタイプの動態論は、貸借対照表の本質を利潤計算の補助手段、あるいは損益計算書の附属表とみなす立場に立つ。岩田教授は、この種の動態論が貸借対照表を利潤計算の補助手段であるとする、その有様について、次のように説明する。

「すなわちこの種の動態論にしたがえば、企業会計の決算においては、まず帳簿の記録を基にして、その期に属する収益と費用を個別的に選択集計し、両者を対応せしめて利潤を算定する。そこで具体的には、まず第一に損益計算書が作成されることになる。ところで帳簿には当該期間の利潤に無関係な項目すなわち当期の費用収益とはならない項目が残ることになる。換言すれば損益計算書に集合されなかった項目である。これらは当期の利潤計算には関係はないが、そのなかには次期またはそれ以降の利潤計算に必要なものがあるから洩れなく次期へ引き渡さねばならない。今期と次期との計算を中断せず連続せしめることである。もし脱漏が生ずるとか、喰違いがあると利潤の期間的区分が不正確となり、次期以降において正しい利潤は決定されない。この意味で残余項目はことごとくこれを集合して次期へ繰越すわけである。この役割を果たすものが決算貸借対照表にほかならない。動態論は貸借対照表の機能をかように見るのである。この種の貸借対照表は単なる残高集計表であって、利潤計算の結果自然に派生する副産物にすぎない。これはまさに損益法の対照表以外の何物でもない。動態論はかかる貸借対照表を問題とするからこそ、これをもって利潤計算の補助手段であるというのである。」(102~103頁)

上で説明されたタイプの動態論を仮に動態論(Ⅱ)と表記することにする。動態論(Ⅱ)は、動態論(Ⅰ)とは異なり、貸借対照表それ自体に積極的な利潤計算の機能を求めない。利潤計算としては、収益費用の比較による損益法にそれをゆだねる。貸

借対照表は、損益計算書における当期の利潤計算に関係しない残余項目を収容する場であるとみなされる。したがって、動態論（Ⅰ）に存在する財産評価問題は、動態論（Ⅱ）にはみられないことになる。つまるところ、動態論（Ⅱ）が念頭におく貸借対照表は、損益法の貸借対照表、ゾル・ビランツである。動態論（Ⅱ）は、貸借対照表の本質を利潤計算の補助手段であるとみなす立場なのである。

3 シュマーレンバッハによる三つの区分

岩田教授は、これら二つのタイプの動態論を理論上明確に区別することを求める。すなわち、「二種の動態論を混淆することは、実際上やむをえないとしても、少なくとも理論的には不当であって、会計理論を混乱せしめるものである。」(104頁)と主張する。ただ、動態論を完成したといわれる、かのシュマーレンバッハには、これら2種の動態論の違いを意識していた節があるという。

「…、たとえば動態論を完成したといわれるシュマーレンバッハが、はじめその学説を体系づけるにあたって、三つの場合を区別せざるをえなかったのも、その一の理由は異質的な二つの動態論を同列に取扱うことができなかつたからではないかと思う。すなわちかれは価値変動を顧慮しない場合と物財価値変動のある場合と貨幣価値変動のある場合を区別した。そうして前者の前提のもとに、損益法のゾル・ビランツに着眼した動態論を展開してかの有名なビランツ・シエマを明らかにしたのである。これに対して第二の価値変動がある場合という前提の下では、財産法のイスト・ビランツをとりあげて期末在高の評価問題を論じ、さらに第三に貨幣価値変動のある場合を前提として貸借対照表的利潤計算つまり財産法の利潤計算を基礎として貨幣価値修正計算を説くのである。」(104頁)

シュマーレンバッハは、性質の異なる二種の動態論が存在することを意識していた。ゾル・ビランツに着眼した動態論とイスト・ビランツを凝視した動態論を区別していたのである。ただし、「二つの利潤計算が場合を分けて別個に論述されるだけで、

両者の本質的な差異と関連は一向に解明されていない。」(104頁)と、岩田教授は言う。二つの動態論は依然として混淆されたままであるということである。

V 小 結

静態論は、貸借対照表の本質を決算期末における企業財政の一覧表と考える。

本章(第五章)では、まず、かかる貸借対照表本質観を有する静態論が棚卸資産の評価に際して直面するジレンマの存在が明らかにされた。自らの抱く貸借対照表本質観から資本計算を重視する静態論は、資本の正しい大きさを決定するために棚卸資産を決算期末における時価で評価する。しかしながら、棚卸資産の時価による評価は、未実現損益の計上を招来し、貸借対照表のもう一つの計算機能である利潤計算機能を歪めることになる。これが、静態論が棚卸資産の評価に際して直面するジレンマである。

次に、本章では、固定資産に対する会計処理をめぐって、貸借対照表本質観と貸借対照表作成手続との間の矛盾に静態論の「苦悶する」姿が描写された。固定資産に対する減価償却の手続は、帳簿記録を基礎にした会計処理であり、その意味で損益法に属する手続である。換言すれば、減価償却の手続は原価(費用)配分手続であって、静態論の考える財産評価の問題とは関係がない。しかし、貸借対照表の本質を決算期末における企業財政の一覧表と考え、資本計算を重視する静態論の立場からすると、固定資産に対しても、決算期末に際して何らかの基準を採択してこれを評価しなければならない。その基準として、静態論者は、「販売価値」・「個人的価値」・「営業価値」等を指定してきた。ところが、いずれの場合においても、結果として、利潤計算を攪乱するだけに終わってしまった。静態論は、自らの貸借対照表本質観に固執するあまり、会計実務で行われている減価償却の手続が損益法に属する手続であること、減価償却の手続を通して固定資産の貸借対照表価額が決定されると、もはやその部分に関しては貸借対照表がゾル・ピランツ化されていることを、直視できなかったのである。

最後に、本章では、動態論には二つのタイプがあることが強調された。一つは、貸借対照表の目的観において静態論と対立するタイプの動態論である。本稿では、これ

を動態論（Ⅰ）と表記した。動態論（Ⅰ）は、静態論が財産法の貸借対照表の機能のうち財産計算（資本計算）を第一義な問題と捉えているのに対して、利潤計算の機能を財産計算に優位するものと考えている。静態論と動態論（Ⅰ）は、等しく財産法の貸借対照表、イスト・ビランツを議論の対象としつつ、貸借対照表の作成目的－財産計算か利潤計算か－の観点で対立している。もう一つのタイプの動態論は、貸借対照表の本質観において静態論と対立する。本稿では、これを動態論（Ⅱ）と表現した。静態論は貸借対照表の本質を期末時点における企業財政の一覧表であると捉える。これに対して、動態論（Ⅱ）は、貸借対照表の本質を利潤計算の補助手段、あるいは損益計算書の附属表とみなす立場に立つ。静態論が財産法のイスト・ビランツを凝視しているのに対して、動態論（Ⅱ）は損益法のゾル・ビランツを念頭においている。静態論と動態論（Ⅱ）では、議論の対象にしている貸借対照表が全く異なるのである。

本章の冒頭で岩田教授は、「静態論は財産法のイスト・ビランツに着眼し、動態論は損益法のゾル・ビランツに着目すると論じたが、そういっただけでは両者の関係を説きつくしたことはない。静態論と動態論の対立は財産法と損益法の対立にすぎないと、簡単に割りきってしまうほど単純ではなく、もっと複雑である。」(86頁)と述べていた。動態論には、財産法のイスト・ビランツを念頭におくタイプのものと、損益法のゾル・ビランツを前提にするものがある。それゆえ、「静態論と動態論の対立は財産法と損益法の対立にすぎない」と簡単に割りきることはできない。そうすると、静態論と動態論という対立軸で企業会計の利潤計算構造を説明することはできないものと考えられる。静態論と動態論の対立の底にある、より根本的なもの、すなわち、財産法と損益法についての深い考察が必要であると思われる。岩田教授は、本章を終えるにあたり、「利潤計算の二元的関係を本格的に解明するためには、さらにすすんで財産法と損益法の計算をそれぞれ単独にとりあげて、その構造を分析するとともに、その原理を究明しなければならない。そうしてその上にたつて両者をつなぐ関連をもっとふかく突込んで探求することが必要である。」(106頁)と言う⁽⁷⁾。

(7) 岩田教授は、二つの動態論の存在をより詳細に論じた別稿(岩田(1952))の最後で、「さらに静態論と動態論の根底に、より根本的なものとして、財産法の計算と損益法の計算が横わるといっては言い過ぎであろうか。」(12頁)と述懐している。

そこで、次章（第六章）では、まず、財産法の構造について詳細な分析がなされることになる（続）。

参 考 文 献

- 井上（2016）：井上善弘「『利潤計算原理』を読む(5)」『香川大学経済論叢』第89巻第1号，2016年6月，257～278頁。
- 岩田（1952）：岩田巖「二つの動的貸借対照表論」『会計』第61巻第2号，1952年2月，1～22頁。
- 岩田（1956）：岩田巖『利潤計算原理』同文館，1956年。